

仕様書別紙1 「動産総合保険」

受託事業者は、教育委員会が所有し学校において管理する以下の対象端末全台について、保険契約に加入すること。

(1) 対象端末

- ・メーカー、機種：NEC製Chromebook Y1：57,287台、NEC製Chromebook Y3：250台
※児童生徒用Chromebookの管理番号：CH-R02S-00001～CH-R02S-54546
※教員用Chromebookの管理番号：CH-R02T-0001～CH-R02T-2991

(2) 保険条件

- ・1台当たりの保険金額は、Chromebook Y3については、84,000円とし、Chromebook Y1については、54,000円とする。
- ・免責金額は設定しない。
- ・保険期間は令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時まで（1年間）とする。
- ・受託事業者は、落札後速やかに自身が加入する保険証券（写）を教育委員会に提出すること。
- ・加入する保険の補償の内容等は、以下のとおりとする。

(3) 補償の対象となる事故の条件

保険会社は、次に掲げる偶然な事故により、保険期間中に対象端末に生じた損害について、補償する。

- ・火災
- ・落雷
- ・破裂または爆発
- ・風災（台風、旋風、竜巻、暴風などをいう）・雹災・雪災
- ・破損
- ・電気的、機械的事故
- ・水濡れ（飲み物をこぼした場合を含む）
- ・水害

(4) 損害の額と範囲

- ・保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地及び時における損害の生じた端末の再調達価額（端末を再取得するために要する価額をいう）によるものとすること。
- ・液晶パネル等画面表示装置のみが単独で破損・故障した場合も補償の対象とすること。
- ・屋内および運送中、屋外や不特定保管場所においても補償の対象とすること。
(学校（修学旅行、校外学習その他学校以外の場所で教育活動を行う場合は、当

該場所を含む) 又は児童生徒の自宅にある間若しくは登校し、又は下校する間に生じた事故による損害 (日本国内において生じた事故による損害に限る) に対して、保険金支払いの対象とすること)

- ・損害が生じたことにより市が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、保険会社が当該損害に対して保険金を支払ったときも、当該債権を保険会社に移転させないこと。 (事故発生の原因者に対して、求償権を行使しないこと)
- ・保険金請求の回数制限を設けないこと。

(5) 修理に付帯して発生する費用

- ・対象端末を復旧させるために必要な原因調査費用を補償すること。
- ・対象端末に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用を補償すること。
- ・対象端末を修理する際に生じる配送料および梱包代を保険金支払いの対象とすること。
- ・故障が疑われたため、修理業者に修理に出したものの、実際には壊れておらず、修理が不要だった場合で、キャンセルとなったときに修理キャンセル費用 (配送料、原因調査費用を含む) を保険金支払いの対象とすること。
- ・対象端末が全損となった場合の廃棄費用を保険金の支払い対象とすること。
- ・対象端末が全損事故となり、再取得するために実際に要した費用のうち再調達価額を超過した費用を補償すること。
- ・上記記載の修理に付帯して発生する費用の支払い額は対象端末1台につき、総額3万円とする。

(6) 新たに取得した対象端末の通知・精算

- ・教育委員会が保険期間中に新たに対象端末を追加で取得した場合であっても、教育委員会に対して追加保険料の徴収を求めないこと。
- ・毎月、通知締切日 (取得した月の月末) 以前に中途取得した対象端末を、通知日 (通知締切日の翌月) までに通知することを認めること。
- ・対象端末が全損事故となり、交換後の対象端末を自動的に補償すること (教育委員会に対して追加保険料の徴収を求めないこと)
- ・対象端末が全損事故となり、交換後の対象端末について、教育委員会に対して追加保険料の徴収を求めないこと。